

厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」の設定について

国が「基本的な指針」に掲げる活動指標	第5次きさらづ障がい者プラン	第6次きさらづ障がい者プラン	成果目標の設定の考え方																																																																																
①施設入所者の地域生活の移行	①施設入所者の地域生活の移行 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和元年度)</th><th>目標 (令和5年度)</th></tr><tr><td>施設入所者数</td><td></td><td>102人 (A)</td><td>100人 (B)</td></tr><tr><td>地域生活移行者数</td><td>○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行</td><td></td><td>6人</td></tr><tr><td>差引削減見込み数 (A－B)</td><td>○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減</td><td></td><td>2人 (2.0%)</td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	施設入所者数		102人 (A)	100人 (B)	地域生活移行者数	○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行		6人	差引削減見込み数 (A－B)	○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減		2人 (2.0%)	①施設入所者の地域生活の移行 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針等</th><th>現状 (令和4年度末)</th><th>目標 (令和8年度末)</th></tr><tr><td>施設入所者数(A)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域生活移行者数</td><td>移行人数(＝A×6%)</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">施設入所者数(B)</td><td>(B＝A－(A×5%))</td><td></td><td></td></tr><tr><td>削減人数(＝A－B)</td><td></td><td></td></tr></table>	項目	国の指針等	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	施設入所者数(A)				地域生活移行者数	移行人数(＝A×6%)			施設入所者数(B)	(B＝A－(A×5%))			削減人数(＝A－B)			●原則として、国が「基本的な指針」に掲げる成果目標について設定いたします。 ●今回は成果目標の項目のみ掲載しております。具体的な成果目標の数値の設定は、次回策定委員会開催前に案をお示しいたします。 ●病院・施設から地域への移行については、令和4年度末の施設入所者数に対し、地域生活移行者数を6%以上の増、施設入所者数を5%以上の減を目標といたします。																																													
項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)																																																																																
施設入所者数		102人 (A)	100人 (B)																																																																																
地域生活移行者数	○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行		6人																																																																																
差引削減見込み数 (A－B)	○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減		2人 (2.0%)																																																																																
項目	国の指針等	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)																																																																																
施設入所者数(A)																																																																																			
地域生活移行者数	移行人数(＝A×6%)																																																																																		
施設入所者数(B)	(B＝A－(A×5%))																																																																																		
	削減人数(＝A－B)																																																																																		
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和元年度)</th><th>目標 (令和5年度)</th></tr><tr><td>精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場</td><td>○すべての圏域ごとに整備</td><td>1箇所</td><td>1箇所(圏域)</td></tr><tr><td>協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場</td><td>○すべての市町村又は複数市町村共同で整備</td><td>0箇所</td><td>1箇所(市又は共同)</td></tr><tr><td>精神障害者の地域移行支援の利用者数</td><td></td><td>1人</td><td>3人</td></tr><tr><td>精神障害者の地域定着支援の利用者数</td><td></td><td>1人</td><td>3人</td></tr><tr><td>精神障害者の共同生活援助の利用者数</td><td></td><td>30人</td><td>27人</td></tr><tr><td>精神障害者の自立生活援助の利用者数</td><td></td><td>0人</td><td>地域包括ケアシステム構築後設定</td></tr><tr><td>保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数</td><td></td><td>0回</td><td>地域包括ケアシステム構築後設定</td></tr><tr><td>保健、医療(精神科以外の医療機関別)福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加数</td><td></td><td>0人</td><td>地域包括ケアシステム構築後設定</td></tr><tr><td>保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</td><td></td><td>0回</td><td>地域包括ケアシステム構築後設定</td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての圏域ごとに整備	1箇所	1箇所(圏域)	協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての市町村又は複数市町村共同で整備	0箇所	1箇所(市又は共同)	精神障害者の地域移行支援の利用者数		1人	3人	精神障害者の地域定着支援の利用者数		1人	3人	精神障害者の共同生活援助の利用者数		30人	27人	精神障害者の自立生活援助の利用者数		0人	地域包括ケアシステム構築後設定	保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数		0回	地域包括ケアシステム構築後設定	保健、医療(精神科以外の医療機関別)福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加数		0人	地域包括ケアシステム構築後設定	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		0回	地域包括ケアシステム構築後設定	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針等</th><th>現状 (令和4年度末)</th><th>目標 (令和8年度末)</th></tr><tr><td>精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場</td><td>○すべての圏域ごとに整備</td><td>1箇所</td><td></td></tr><tr><td>協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場</td><td>○すべての市町村又は複数市町村共同で整備</td><td>1箇所</td><td></td></tr><tr><td>精神障害者の地域移行支援の利用者数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>精神障害者の地域定着支援の利用者数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>精神障害者の共同生活援助の利用者数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>精神障害者の自立生活援助の利用者数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健、医療(精神科以外の医療機関別)福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項目	国の指針等	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての圏域ごとに整備	1箇所		協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての市町村又は複数市町村共同で整備	1箇所		精神障害者の地域移行支援の利用者数				精神障害者の地域定着支援の利用者数				精神障害者の共同生活援助の利用者数				精神障害者の自立生活援助の利用者数				保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数				保健、医療(精神科以外の医療機関別)福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加数				保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数				●令和3年7月に精神障害に係る協議の場として「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」を創設しております。
項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)																																																																																
精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての圏域ごとに整備	1箇所	1箇所(圏域)																																																																																
協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての市町村又は複数市町村共同で整備	0箇所	1箇所(市又は共同)																																																																																
精神障害者の地域移行支援の利用者数		1人	3人																																																																																
精神障害者の地域定着支援の利用者数		1人	3人																																																																																
精神障害者の共同生活援助の利用者数		30人	27人																																																																																
精神障害者の自立生活援助の利用者数		0人	地域包括ケアシステム構築後設定																																																																																
保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数		0回	地域包括ケアシステム構築後設定																																																																																
保健、医療(精神科以外の医療機関別)福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加数		0人	地域包括ケアシステム構築後設定																																																																																
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		0回	地域包括ケアシステム構築後設定																																																																																
項目	国の指針等	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)																																																																																
精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての圏域ごとに整備	1箇所																																																																																	
協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場	○すべての市町村又は複数市町村共同で整備	1箇所																																																																																	
精神障害者の地域移行支援の利用者数																																																																																			
精神障害者の地域定着支援の利用者数																																																																																			
精神障害者の共同生活援助の利用者数																																																																																			
精神障害者の自立生活援助の利用者数																																																																																			
保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数																																																																																			
保健、医療(精神科以外の医療機関別)福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加数																																																																																			
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数																																																																																			

厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」の設定について

国が「基本的な指針」に掲げる活動指標	第5次きさらづ障がい者プラン	第6次きさらづ障がい者プラン	成果目標の設定の考え方																																								
③地域生活支援の充実	③地域生活支援の充実 なし	③地域生活支援の充実 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針等</th><th>現状 (令和4年度末)</th><th>目標 (令和8年度末)</th></tr><tr><td>地域生活支援拠点等の登録事業所数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>年1回以上、支援等の実績を踏まえた運用状況の検証・検討</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項目	国の指針等	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	地域生活支援拠点等の登録事業所数				年1回以上、支援等の実績を踏まえた運用状況の検証・検討				【新設】 本市では令和5年2月に「地域生活支援拠点等整備事業」を開始していますので、新たに成果目標として設定いたします。ただし、「コーディネーターの配置」については、直営で設置している「基幹相談支援センター」の主導により実施しておりますので、当該項目は活動指標に設定いたしません。																												
項目	国の指針等	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)																																								
地域生活支援拠点等の登録事業所数																																											
年1回以上、支援等の実績を踏まえた運用状況の検証・検討																																											
④福祉施設から一般就労への移行等	④福祉施設から一般就労への移行等 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和元年度)</th><th>目標 (令和5年度)</th></tr><tr><td>福祉施設からの一般就労者数</td><td>○令和元年度の一般就労への移行実績から1.27倍以上増加。</td><td>30人</td><td>39人</td></tr><tr><td>就労移行支援の利用者の一般就労者数</td><td>○令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上増加。</td><td>13人</td><td>17人</td></tr><tr><td>就労継続支援A型の利用者の一般就労者数</td><td>○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上増加。</td><td>3人</td><td>4人</td></tr><tr><td>就労継続支援B型の利用者の一般就労者数</td><td>○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上増加。</td><td>14人</td><td>18人</td></tr><tr><td>就労移行支援利用者による一般就労後の就労定着支援利用割合</td><td>○就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用。</td><td>就労移行支援利用者数13人のうち、就労定着支援利用者数は13人で100%</td><td>就労移行支援利用者数17人のうち、就労定着支援利用者数は17人で100%</td></tr><tr><td>就労定着支援事業所の数</td><td>○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上。</td><td>就労定着支援事業所数2事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数は1事業所で割合は50%</td><td>就労定着支援事業所数2事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数は2事業所で割合は100%。</td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	福祉施設からの一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績から1.27倍以上増加。	30人	39人	就労移行支援の利用者の一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上増加。	13人	17人	就労継続支援A型の利用者の一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上増加。	3人	4人	就労継続支援B型の利用者の一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上増加。	14人	18人	就労移行支援利用者による一般就労後の就労定着支援利用割合	○就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用。	就労移行支援利用者数13人のうち、就労定着支援利用者数は13人で100%	就労移行支援利用者数17人のうち、就労定着支援利用者数は17人で100%	就労定着支援事業所の数	○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上。	就労定着支援事業所数2事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数は1事業所で割合は50%	就労定着支援事業所数2事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数は2事業所で割合は100%。	④福祉施設から一般就労への移行等 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和4年度)</th><th>目標 (令和8年度)</th></tr><tr><td>福祉施設からの一般就労者数</td><td>○令和3年度実績の1.28倍以上の増</td><td></td><td></td></tr><tr><td>就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所</td><td>○就労移行支援事業所の5割以上</td><td></td><td></td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	福祉施設からの一般就労者数	○令和3年度実績の1.28倍以上の増			就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	○就労移行支援事業所の5割以上			【新設】 国が新たに「就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所」を掲げておりますので、新プランにおいて成果目標として設定いたします。 ●次の項目は、国の成果目標に掲げられておりません。新プランにおいては、成果目標には設定せず、活動指標として、より詳細に設定いたします。 ○就労移行支援の利用者の一般就労者数、 ○就労継続支援A型の利用者の一般就労者数、 ○就労継続支援B型の利用者の一般就労者数、 ○就労移行支援利用者による一般就労後の就労定着支援利用割合、 ○就労定着支援事業所の数
項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)																																								
福祉施設からの一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績から1.27倍以上増加。	30人	39人																																								
就労移行支援の利用者の一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上増加。	13人	17人																																								
就労継続支援A型の利用者の一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上増加。	3人	4人																																								
就労継続支援B型の利用者の一般就労者数	○令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上増加。	14人	18人																																								
就労移行支援利用者による一般就労後の就労定着支援利用割合	○就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用。	就労移行支援利用者数13人のうち、就労定着支援利用者数は13人で100%	就労移行支援利用者数17人のうち、就労定着支援利用者数は17人で100%																																								
就労定着支援事業所の数	○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上。	就労定着支援事業所数2事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数は1事業所で割合は50%	就労定着支援事業所数2事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数は2事業所で割合は100%。																																								
項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)																																								
福祉施設からの一般就労者数	○令和3年度実績の1.28倍以上の増																																										
就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	○就労移行支援事業所の5割以上																																										

厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」の設定について

国が「基本的な指針」に掲げる活動指標	第5次きさらづ障がい者プラン	第6次きさらづ障がい者プラン	成果目標の設定の考え方																																												
⑤障害児支援の提供体制の整備等	⑤障害児支援の提供体制の整備等 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和元年度)</th><th>目標 (令和5年度)</th></tr><tr><td>児童発達支援センターの設置箇所数</td><td>○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置。</td><td>1箇所(市) 1箇所(圏域)</td><td>1箇所以上(市)</td></tr><tr><td>保育所等訪問支援を提供する事業所数</td><td>○全ての市町村に設置。</td><td>2箇所(市) 1箇所(圏域)</td><td>2箇所以上(市)</td></tr><tr><td>主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数</td><td>○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保。</td><td>1箇所(圏域)</td><td>1箇所以上(市)</td></tr><tr><td>保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場</td><td>○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。</td><td>1箇所(市)</td><td>1箇所(市)</td></tr><tr><td>医療的ケア児等コーディネーターの配置</td><td>○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。</td><td>0人</td><td>圏域の関係機関と協議して3人</td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)	児童発達支援センターの設置箇所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置。	1箇所(市) 1箇所(圏域)	1箇所以上(市)	保育所等訪問支援を提供する事業所数	○全ての市町村に設置。	2箇所(市) 1箇所(圏域)	2箇所以上(市)	主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保。	1箇所(圏域)	1箇所以上(市)	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。	1箇所(市)	1箇所(市)	医療的ケア児等コーディネーターの配置	○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。	0人	圏域の関係機関と協議して3人	⑤障害児支援の提供体制の整備等 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和4年度)</th><th>目標 (令和8年度)</th></tr><tr><td>児童発達支援センターの設置箇所数</td><td>○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>保育所等訪問支援を提供する事業所数</td><td>○全ての市町村に設置。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数</td><td>○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場</td><td>○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。</td><td>なし</td><td></td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	児童発達支援センターの設置箇所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置。			保育所等訪問支援を提供する事業所数	○全ての市町村に設置。			主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保。			保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。	なし		医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実など、障害児支援の提供体制を整備してまいります。 ●現在、医療的ケア児等に係る協議の場の設置については、令和5年度末の設置に向け君津4市で協議しております。「医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数」については、将来的に市の主導によりコーディネイトを実施することとなるため、当該項目は成果目標に設定いたしません。
項目	国の指針	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)																																												
児童発達支援センターの設置箇所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置。	1箇所(市) 1箇所(圏域)	1箇所以上(市)																																												
保育所等訪問支援を提供する事業所数	○全ての市町村に設置。	2箇所(市) 1箇所(圏域)	2箇所以上(市)																																												
主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保。	1箇所(圏域)	1箇所以上(市)																																												
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。	1箇所(市)	1箇所(市)																																												
医療的ケア児等コーディネーターの配置	○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。	0人	圏域の関係機関と協議して3人																																												
項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)																																												
児童発達支援センターの設置箇所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置。																																														
保育所等訪問支援を提供する事業所数	○全ての市町村に設置。																																														
主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	○各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保。																																														
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	○令和5年度末までに各市町村又は圏域に整備。	なし																																													

厚生労働省の基本的な指針に係る「成果目標」の設定について

国が「基本的な指針」に掲げる活動指標	第5次きさらづ障がい者プラン	第6次きさらづ障がい者プラン	成果目標の設定の考え方																				
⑥相談支援体制の充実・強化等	⑥相談支援体制の充実・強化等 なし	⑥相談支援体制の充実・強化等 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和4年度)</th><th>目標 (令和8年度)</th></tr><tr><td>基幹相談支援センターの体制強化</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の支援件数</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	基幹相談支援センターの体制強化				基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数				基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数				基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の支援件数				●本市では、令和2年度に基幹相談支援センターを設置し直営で運営しています。 【新設】 「基幹相談支援センターの体制強化」として、相談員を増員し相談支援体制の強化を図ります。 【新設】 基幹相談支援センターに係る活動指標として、新たに「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数」、「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」及び「地域の相談機関との連携強化の取組の支援件数」を掲げ、地域の相談支援体制の基盤整備に努めてまいります。
項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)																				
基幹相談支援センターの体制強化																							
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言件数																							
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数																							
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の支援件数																							
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 なし	⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 <table><tr><th>項目</th><th>国の指針</th><th>現状 (令和4年度)</th><th>目標 (令和8年度)</th></tr><tr><td>都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数</td><td>都道府県及び市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築</td><td></td><td></td></tr></table>	項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数	都道府県及び市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築			【新設】 国が掲げる「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数」については、県が実施する研修等へ職員を参加させ、対応力の向上を図り、ひいては障害福祉サービス等の質を向上させることに繋げるため、新プランにおいて新たに設定いたします。												
項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)																				
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数	都道府県及び市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築																						